

# 草津市は産後のお母さんをサポートします！ (草津市産後ケア事業のご案内)

お母さんの産後の体調はいかがですか？赤ちゃんとの新しい生活のスタートでお困りのことはありませんか？

草津市では、妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援（草津市版ネウボラ）として、お母さんの産後の不安や負担の軽減、育児不安を解消し、地域で安心して子育てができるよう産後ケア事業（宿泊サービス・訪問サービス）を実施しています。

対象となる人は、草津市に住民登録がある産後4か月未満のお母さんと赤ちゃんで、家族等から十分な家事・育児の援助が受けられない①心身の不調がある、または、②育児不安がある人です。（治療のため入院が必要な場合は除きます）

例えば、こんなお母さん・・・

- ・産後の体力が十分に回復していない
- ・赤ちゃんの成長が心配
- ・授乳で困っている
- ・沐浴の方法に自信がない
- ・何に困っているかわからないけれど育児に不安がある



実施医療機関での  
宿泊サービス



助産師による  
訪問サービス



からだの  
サポート

- お母さんの  
体調管理
- おっぴの  
相談など

こころの  
サポート

- 育児相談
- お母さんの  
心の休養など

育児の  
サポート

- 赤ちゃんの  
お世話の仕方  
の相談など

- \*お母さんや赤ちゃんの体調等にあわせてサービスを受けることができます。
- \*利用日数は宿泊サービス、訪問サービスをあわせて7日（回）以内です。
- \*宿泊サービスは、治療のための入院ではありませんので、育児や身の回りのことはできる限り

自分で行っていただきます。

## 【相談から利用までの流れ】

- ①子育て相談センターにご相談ください。（電話・来所どちらでも可）
- ②子育て相談センターから訪問します。（利用前訪問）  
育児や生活の様子等をお聞きし、利用申請手続きを行います。
- ③子育て相談センターから利用可否決定通知をお送りします。
- ④産後ケア事業（宿泊サービス・訪問サービス）利用。
- ⑤子育て相談センターから訪問します。（利用後訪問）  
利用後の育児や生活の様子等をお聞かせいただきます。

## 【産後ケア事業について】

サービスの種類	宿泊サービス	訪問サービス
サービス内容	医療機関に宿泊	助産師が自宅を訪問
	(1)お母さんの健康面や生活面の相談、休養、リフレッシュ (2)乳房に関する相談や指導 (3)赤ちゃんの健康状態の観察・ケア (4)授乳・沐浴・育児に関する助言・相談など	
実施医療機関	市にお問い合わせください	
利用料金	1泊2日(入室から24時間以内) につき 9,000円 医療機関によって入室時間が異なります	1回(90分程度の訪問)につき 2,100円
	市民税非課税世帯、生活保護世帯の人は利用料金の免除がありますので、利用申込時に免除申請書を提出してください。	
利用回数	宿泊サービス、訪問サービスをあわせて7日(回)以内	

## 【注意事項】

- \*利用開始3日前の正午以降のキャンセルは、キャンセル料(利用料)がかかります。
- \*ご希望の日や時間に対応できない場合がありますが、ご了承ください。



<問い合わせ先>

草津市役所 子育て相談センター 相談・支援係

住所 草津市草津3丁目13-30

電話 077-561-2339

F A X 077-561-2491

E-mail soudan-kosodate@city.kusatsu.lg.jp